

定期点検基準等について

メンテナンスサイクルにおける定期点検基準の内容

メンテナンスサイクルを確定する上では一定のルールに則った点検、診断、記録が重要。
各段階のポイントを各構造物毎に定期点検基準として取りまとめる。(トンネル、橋などの構造物)

点 検

部材の状態を把握 (腐食、亀裂、ゆるみ、ひび割れ等)

〈点検の質を確保する上でのポイント〉

- 点検の頻度・方法・行う者
- 点検の着目箇所

診 断

部材の健全性を診断するとともに、構造物単位での診断の結果もとりまとめる

〈診断のポイント〉

- 健全性の診断の手順
- 着目する変状の種類

措 置

道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう措置

記 録

定期点検の結果、措置の結果を記録する

〈記録のポイント〉

- 記録方法・内容、保存期間

点検基準の内容

〈項 目〉

- 適用範囲
- 定期点検の頻度
- " " の方法
- " " を行う者
- 健全性の診断手順
 - ・部材単位
 - ・構造物単位
- 措置
- 記録

(参考)

- 変状の種類と判定の単位
- 点検調書

定期点検基準の概要(1)

(道路橋の例)

1. 適用範囲

本基準は、道路法の道路における支間2.0m以上の橋、高架の道路等(以下「道路橋」という)の定期点検に適用する。

2. 点検頻度

定期点検は、5年に1回の頻度で実施することを基本とする。

3. 点検方法

定期点検は、近接目視(※)により行うことを基本とする。

また、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査などを併用して行う。

(※近接目視:触診や打音検査を行うことができる距離まで近づいて目視を行うことを想定)

4. 点検を行う者

道路橋の定期点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者がこれを行う。

5. 健全性の診断

部材単位で変状の種類毎に着目して健全性を判定区分により診断し、その結果を踏まえて道路橋毎の診断を行う。

<診断の手順>

部材単位の診断

(判定の単位)

上部構造			下部構造	支承部	その他
主桁	横桁	床版			

(変状の種類)

材料の種類	変状の種類
鋼部材	腐食、亀裂、破断、その他
コンクリート部材	ひびわれ、床版ひびわれ、その他
その他	支承の機能障害、その他

橋梁毎の診断

6. 措置

部材単位の診断に基づき、道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずる。

7. 記録

定期点検及び措置の結果に基づき内容を記録し、当該道路橋が利用されている期間中は、これを保存する。

各構造物の定期点検要領の概要(1)

市町村における円滑な点検の実施のため、主な変状の着目箇所、判定事例写真等を加えたものを定期点検要領としてとりまとめ。

橋梁

部材ごとに健全性を診断したのち、道路橋全体としての健全性を診断

部材単位の診断

[判定の単位]

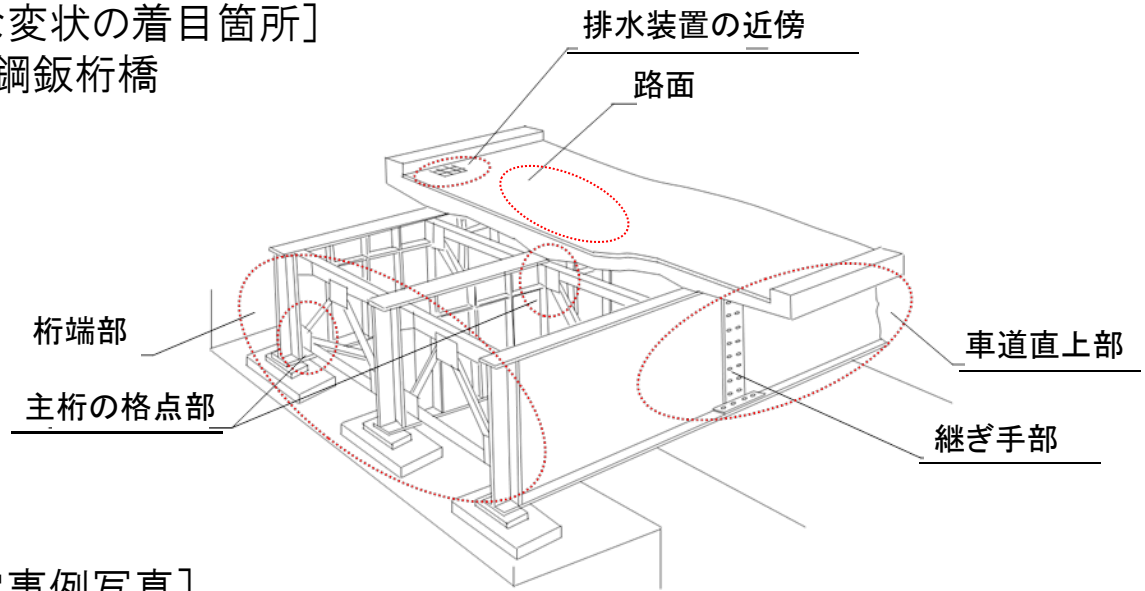
- ・上部構造
（主桁、横桁、床版）
- ・下部構造
- ・支承部
- ・その他

[変状の種類]

- ・鋼：腐食、亀裂、破断等
- ・コンクリート：ひびわれ、
床版ひびわれ等
- ・その他：支承の機能障害等

道路橋毎の診断

[主な変状の着目箇所]
(例)鋼鈹桁橋



[判定事例写真]

(例)腐食



判定区分Ⅱ



判定区分Ⅲ



判定区分Ⅳ

各構造物の定期点検要領の概要(2)

トンネル

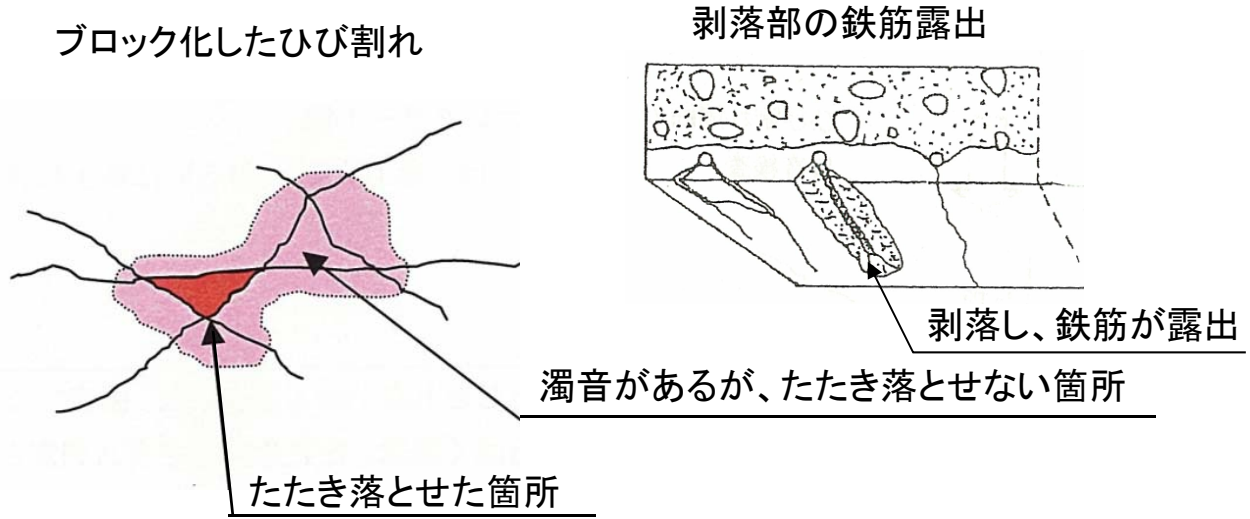
変状箇所ごとに健全性を診断したのち、覆工スパン単位、トンネル全体としての健全性を診断

変状箇所単位の診断

- [判定の単位]
 - ・覆工コンクリート (変状、覆工スパン)
 - ・附属物
- [変状の種類]
 - ・コンクリート: 変形、ひびわれ、うき・はく離、漏水
 - ・鋼材: 腐食等
 - ・その他: 附属物の取付状態

トンネル毎の診断

[主な着目箇所や変状(うき・はく離の例)]



[判定事例写真(うき・はく離の例)]



判定区分 II



判定区分 III



判定区分 IV